

FPとしてのフィデューシャリー宣言

2017年6月3日

岩城 みずほ

先般、金融庁は、金融業界全体へのフィデューシャリーデューティの浸透を目指して、「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表しました。

これを受け、個人への相談業務に携わる私たちファイナンシャルプランナーも、金融サービスを業として提供する者として、フィデューシャリーデューティ宣言を行い、お客様のために、自らの業務を遂行することを公約する必要があると感じています。その実践にあたって、私は、これまで通り、事業継続に必要な合理的報酬のもと、お客様に対し、一切の利益相反行為を行わないことを改めて確約し、明文化して公表いたします。

1. 顧客本位の業務運営に係る方針の策定・公表等

- (1) 私は、お客様の最善の利益のために、金融機関に属さない中立的な立場で、適切な相談業務（コンサルティング）を行います。
- (2) お客様の経済的な安心の実現に向けて、FPとしての専門知識をもって相談業務にあたります。
- (3) 金融商品を販売してのコミッションを受け取らず、相談業務、その他サービスの提供への対価として、合理的水準でのフィーのみを報酬と致します。

2. 顧客の最善の利益の追求

- (1) お客様一人一人の利益に合致する良質なサービスを提供することに務めます。
- (2) お客様が、お金についての不安を適切に解消し、長期的な資産形成を円滑に行うことができるように、投資教育に力を注ぎます。
- (3) 自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげる為に、相談業務の他、金融商品の販売に繋がることのない、中立的な勉強会やセミナー開催、書籍出版、メディア等での良質な情報発信を行うよう心掛けます。

3. 利益相反の適切な管理

- (1) 私は、保険会社、銀行、証券会社などとの関係にあつて、金融商品の勧誘、販売、また販売の加担に繋がる取引等を一切行いません。
- (2) 金融商品の販売は、コミッション収入を伴い、顧客本位の原則から逸脱する可能性が高いと考えられるため、将来いかなる状況にあつても一切行いません。

4. 手数料等の明確化

- (1) 私が提供するサービスの内容・価格については、HP等で公表し、お客様が事前に疑問なく理解できるよう情報提供に務めます。

5. 重要な情報のわかりやすい提供

- (1) 私の相談業務に於いては、お客様の疑問や不安に丁寧に回答し、重要なことを、もれなく、正しく、分かりやすくお伝えいたします。
- (2) 確定拠出年金制度やNISAなどの各種の制度や、投資信託、保険などを含む各種の金融商品の両方について、お客様にどのような利益があり、他方でどのようなリスク・コスト等を負担することになるのかが、十分ご理解頂けるような情報提供と助言を行います。

6. 顧客にふさわしいサービスの提供

- (1) 私の相談業務においては、金融論的に正しい結論を曲げることを一切致しませんが、お客様の状況、知識、経験などに応じて、お客様にご納得頂けるような、相談と説明のあり方を心掛けます。
- (2) 私は、お客様の状況、知識、経験、ニーズを十分把握すると共に、お客様が自らの意思によって行動を選択出来るような知識・情報の提供に務めます。

7. 遵守態勢

- (1) 「お客様のために」のみ相談業務、その他サービスを行うことをゆるぎない価値観とし、今後、業務拡大にあたっても変わりのないものと致します。
- (2) 私は、自らの業務運営のあり方が、「顧客本位」の観点で適切であったか否かを、定期的に点検し、自己評価と課題を率直にHP等で公開することをもって、自らの業務のあり方をチェックして参ります。

以上